## 奈良県告示第百八十四号

八条第一項の規定により、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十 大和都市計画道路を次のとおり変更した。

市計画室及び生駒市建設部事業計画課において縦覧に供する。 その関係書類は、 奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局地域デザイン推進課都

平成二十五年八月十六日

奈良県知事 荒 井 正 吾

変更に係る都市計画の種類及び名称並びに都市計画を定める土地の区域

種類及び名称	都市計画の変更に係る土地の区域
谷田大路線 大和都市計画道路	生駒市元町一丁目、元町二丁目、北新町及び西松ケ丘廃止する土地の区域
変更前	廃止する土地の区域
大和都市計画道路	生駒市門前町、菜畑町、軽井沢町、仲之町、山崎新町
三・六・二〇〇号	旭ケ丘、東旭ケ丘及び山崎町
谷田山崎線	区域を変更する土地の区域
変更後	生駒市元町一丁目及び元町二丁目
大和都市計画道路	
三・六・二〇〇号	
谷田宝山寺線	